

社会保障の谷間に発生した

身障労働者の一ケース

四年 小島 蓉子

取扱世帯の概況

地区

東京都S区福祉事務所E地区管内

保護の種類

生活保護併給 B級

家族構成

氏名	続柄	性別	年齢	学歴	身心の状況	職業	備考
E・A	世帯主	男	四〇	高小卒	重弱力度障のシ	居薦集員	
E・B	妻	女	二七	"	"		
E・C	長女	女	九	小学三年在	"		
E・D	次男	男	六	ナ	"		
E・E	次女	女	一	"	"		
E・F							

クの第一段階インテークの面接から受持た

昭和三十年十一月十六日E・Aの妻B子、F子を背負つて保護申請のために来所、新規ケースの全過程を実習させて下さると云う実習先の好意により、ケースワー

ーインテークの面接
千子、F子を背負つて保護申請のために来て頂く。父ちゃん、かあちゃんと働きながらお役所の厄介になるなんて、はすかしいんですけど、あの人も働きが少いも

かしら——『見るからに木訥な妻B子は精一申請理由——世帯主Aは三十年三月迄は臨時雇荷上人夫としてさる小規模運送店に就労していたが、彼の重度の弱視が原因して業務従事中トラックにはままれて受傷、視覚障害者は災害危険率が高いという処から見張りをつけられ、わずかな見舞金を給付されて解雇され、同年八月迄窮乏生活に

杯の恐縮をしながら面接室に入つて来る。
『どんな御事情か聞かせて下さい。ここでは何でも話して下さつてかまいません、そ

してどうしたら良いか一緒に考えましよう
『若年のワーカーに最初は面喰つたらしかつたが、身近な話から入る中に次第に表情のこわばりも消えて家庭内の事情を話し始めた。大人の話にあきてむずかるF子を、彼女の話を中断させまいとあやしながら、専ら彼女の話の聞き手に廻つた。以下は彼女の話の模様である。

あえき遂に屑薦集員の職にありついたが、不慣れな仕事の上に身体的ハンディキヤツプが伴つて、収入は僅少、同年十月より前居住地〇区にて生活保護法の適用を受けた。しかし乍ら受傷時より収入絶したため、家賃は滞納状態となり、家賃権利を条件に家主からは立のきを要求された。十一月十四日S区に移転して来たが相変わらずの窮乏状態があるので、当地にても保護の適用を受け度いものと申請に及ぶ。

申請受理と手続の事実——事情聴取の結果、本世帯は六人家族で月収平均五千円、扶養残務関係者に能力なく、夫以外には本家庭内に稼働能力なき事を認め、収入が最低生活の基準に満たぬ事を以て一応要保護の見通しあるものとし、専門担当員と相談の結果、申請書を受理。十一月十八日午後訪問する事を約束し、それ迄に記入を済ませる様、収入申告書、家賃証明書、在学証明書等の用紙を手渡す。又長女の転校手続未了故、即刻G小学校に赴く様すすめた。

二、訪問調査

Kと共にE家をたずねる。世帯主Aは仕事

に出かけ、子供達共に不在、妻一人在室して依頼して置いた書類を提出してくれた。必要な調査事項はくつろいだ話合の中に聽取する。妻B子は人慣れのしない処があるが、それでもまじめに素直に家庭内の折入つた事情まで打明けてくれた。以下にまとめた記録は本調査を主とし、世帯主との再度の面接調査、前居住地での本ケース担当ワーカーとの連絡等より得た資料によるものである。

(1) 家庭環境

(1) 家族員の実情と家庭内の八間関係——世帯主A——労働災害により右全盲左弱視の視力障害者。現在W商店より日々わすかの種錢と大入車とを借受け、屑物薦集売上により生計を立てているつましい独立労働者、現在弱視の他、前職就業中の受傷の残痛に悩んでいる。

しかし彼の障害は何れも外因性のもので本来は強健そうな筋肉型である。対応中にうかがわれる外界に対する注意深さ、最初私に対しても感じられた警戒心は視力障害者に特有の自己防衛機制が貧困生活によつて助長された結果によるものであろう。しかし「何とか私の身体の続く限りは働いて

又どうにか独立したいです」と真剣に更生の意欲を示す。二十代から障害にうち勝つられない肉体的限界にまつわる悩みは、彼が、それでもまじめに素直に家庭内の折入つた事情まで打明けてくれた。以下にまとめた記録は本調査を主とし、世帯主との再度の面接調査、前居住地での本ケース担当ワーカーとの連絡等より得た資料によるものである。

妻B子——幼少時に養父母に死別、やつと結婚した夫は事故で経済的能力なく、四人の子供をかかえて生活苦をのり切つて来たという生活歴の持主、しかし目の悪い夫に対するいたわりは深く共に稼ぎに出た程度である。動作は機敏な方ではないが骨太のがつしりした健康身体なり、室内の様子からあまり行きどいた神經の持主ではないと思われるが、素直できわめて美質的な感じである。内職の経験もあり、末の子供の成長を少し待つて又働く事を希望している。四人の子供達——長女は小学校三年生、母親の言によれば目の悪い父を助けて稼業の手伝も良くすると云う、他の三人と共に健康状態はきわめて良好。

向扶養残務関係——妻の言葉によれば、妻方には縁者なく夫方には四人の扶養残務

関係者がある。しかし乍ら婦は一児をかかえた未亡人、兄は精神病院入院中、妹は結核にて病臥中、末の妹は現に同じバーラック内に住んで、その夫と共にこれ迄も物心両面の援助を本家庭に与えて来たが、同業の屑蒐集人の事とて本家庭の生活援助までは他の三者と同様不可能である。

(4) 住居の状況——資本貸付、屑買上商W商店が家主でアパート風に従業者とその家族に間貸しているバラックの二階の四畳一室が本家庭の住居、ベニヤ板一枚で隣家と区切られ床は板の上にうすべり敷き、裸電球一盞、四畳の部屋に古ぼけた箪笥、茶箪笥、物入れ等。夜具衣類等置場がないので二畳分の大きな棚がつってある。部屋を立体的に使う処は良いがここに親子六人とは身動きも出来そうにない。台所手洗は共同用を使用、被保護世帯としては非衛生の方ではないが、あまりに狭いのが欠点である。家賃は一ヶ月一千円である。

(5) 収入状況——世帯主収入一ヶ月平均五千円、但し定額収入ではなく募集高による。稼動日数一ヶ月平均約二〇日間、他に収入の道なきと認める。

(6) 負債の状況——三十年三月受傷以来の

関係者がある。しかし乍ら婦は一児をかかえた未亡人、兄は精神病院入院中、妹は結

核にて病臥中、末の妹は現に同じバーラック内に住んで、その夫と共にこれ迄も物心両面の援助を本家庭に与えて来たが、同業の屑蒐集人の事とて本家庭の生活援助までは他の三者と同様不可能である。

(1) 地域環境——工場地帯にして大工場点在し、その余地を小工場が埋めている様な状態、商店街より離れている。本家庭は同業者ばかりのアパート風住居であるのでこの範囲内での交渉は密接のことである。

(2) 社会環境
社会資源とその利用——当地の保育所、内職斡旋所の利用を希望しているが、当地に移住して間もないでの認識にとぼしい。

(3) 家庭歴

世帯主は昭和四年道路工夫となり、同年三十才当時タンク爆発により視力障害者となる。治癒後解雇せられ荷上人夫に転職、同二十年三十才当時文具商店員であつた現妻、B子と結婚O区K町に家を持ち、二一年長女、二四年長男、二七年次男、二九年次女出生、しかるに二九年祝力障害が原因で再度トラック事故に逢うも健康保険もなく当座の見舞金を支給されて又解雇せられる。その後治療を続けつつ難用をあさり、妻は内職で家計を援助解雇より一年半の後、やつと屑蒐集人の職を見出す。しか

て被保護世帯となる。しかし受傷以來家賃の支払能力を失つた一家は家主に立のきを

要求せられてS区に転入して來た。しかし尙一家は窮屈の中に生活を続いている。

三 診断(本ケースに於ける)

貧困原因分析

(1) 関接原因①不慮の労働災害により視覚障害者となつたこと——これは本家庭を貢献する伏線的ハンディキャップとなつてゐる。②身障者の能力の限界——弱視は労災危険率を大にし解雇の原因を生ぜしめ、稼働による所得の低率の原因を生ぜしめる。

③零業企業臨時被用者に対する社会保障制度の存在せぬこと——見舞金では事足らず治療費の自己負担は大いに本家庭の経済状態を疲弊せしめた。

(2) 直接原因④就労中なるも身体的ハンディキャップと新しい屑蒐集の仕事が軌道に乗らぬ事より来る収入の不足、⑤学齢前の子供の多い家庭で生活費の支出が収入に比して大なること、これが妻の内職労働力を奪つてゐること。⑥これまでの経済的援助者の能力が限界に達した事。

本ケースは社会保険制度の真空域に発生

した労働力を有する公的扶助のケースであり、その根本的治療を望むならば、問題は国家的施策上のより大きな問題に拡大せられねばならない。しかし乍ら当面の問題に対処するには次の如き方針が妥当であると思われる。

(1) 現職では収入僅少なるも、身障者の職

業としては比較的適当と思われる所以で、この方向で収入増加が計れるようこの職業への熟達を奨励すること。

(2) 現在以上の多子は家庭の負担を増させることばかりであるので産制の指導にも心がけ

(3) 二人の幼児の保育所入所が可能なれば妻も働き得ることであるので、その入所を心がけ、末子の成長を待つて妻も希望する内職をすすめ、その労働への意欲と体力を世帯更生のために役立たせたいものである。

五 福祉処置

処置に至る必要事項を聴取蒐集し得たので、前記の方針に従い当面の福祉処置として次の様に保護を決定する。

(1) 保護決定額

本世帯の最低生活費認定額

一一、五八五円

本世帯の収入認定額（内勤達六〇〇）

扶助決定額 四、七〇〇円
扶助開始月のみ転校 六、八〇〇円
専門開設代を支給 三七四円

(2) 保護の種類及び程度

併給生活扶助、B級
保護開始年月日

O 福祉事務所に電話にて照会、十一月
分岐給済の事実を確認したので、昭和三十
年十二月より生活保護を開始する。

十一年二十六日 保護の決定に至る書類

O 福祉事務所にて照会、十一月

十一年二十七日 本世帯の戸籍謄本はO
区長に、扶養義務者調査及び扶養届はO
区福祉事務所長にて送付を依頼

十一月二十六日 インターフェース記
申請書受理、各種証明書用紙交付、次

回訪問日約束
十一月十八日 第一回訪問調査、各種証
明書用紙受取

十一月十九日 ①長女の在籍学校の受持
E 先生に電話連絡、教科書代給食資証
明交付を依頼 ②当地区担当民生委員

S 氏に電話本ケースにつき後見依頼、

第二回訪問調査日の連絡をつけて頂く。

十一月二十一日 第二回家庭訪問、E 家

訪問に先立ち、民生委員 S 氏の所に立

寄り同行で訪問する。世帯主より学校

の給食新規教科書代証明書を受理。

十一月二十三日 本家庭の元の在住地の

本ケース担当員 O 福祉事務所の A 氏に

電話連絡、これ迄の保護状況を聴取

し、身体障害者手帳が作成され次第、他の書類と共に本福祉事務所に送付と

本人に言渡した事実を確認し、早く手

続を済ませてくれる様、依頼する。

十一月二十六日 保護の決定に至る書類

の募集がほぼ完了したので、決定調査

を作成書類を決裁にまわす。

十一月二十七日 本世帯の戸籍謄本はO
区長に、扶養義務者調査及び扶養届はO
区福祉事務所長にて送付を依頼

中である。

感想

私は前後期を通じての実習を場所は異にするが、福祉事務所で行なつた。福祉事務所では公的扶助の第一線機關としての性格上、いわゆる純粹に心理的な精神衛生的処置といつたケースワークが行われ得ないのは当然の事である。機関の目的があくまで福祉三法その他の社会立法の公明、適正な運用にあり、又その中心的役割が経済的援助を中心とするケースの自立更生を促す事にある以上、ケースワークの技術は、目的達成への手段としての役割と限界を持つという事を承認せざるを得ない。

この意味から、福祉事務所に対する理解

が深まるに従つて、ケースワーカーの方法もむしろ診断主義的傾向に偏するのも止むを得ないし、又ケースワーカーの技術そのものそこで期待し、又その習熟への要求を出すのはむしろ正鶴を得た事ではない。そして福祉事務所での実習の意義は、ケースワーカーの技術的習熟に止るというよりは、むしろケースの個別性を通して、社会事象とそれに対処すべき社会立法とのつながりを知り、立法の精神を個々のケースに教演すべき法の適用力を養う処にあるのではないかという事を先ず感じた。

次に本ケース中心に感した処を述べみたい。私は福祉事務所での二週間の期間中に、母子、浮浪、精神病その他数ケースを受け持たせて頂いたが、中でも本ケースは、インターク面接から保護の決定に至るまでの新規ケースの取扱いの重要な部分を実習期間の殆ど全般を費して実習したものである。殊に本ケースを扱つて感じられた事は、本ケースに於ける問題点は常に個人の外側から附加されたものであり、個人の責任に起因する要素が彼の生活に不幸な結果をもたらしているという事である。

本世帯主、E・Aは偶然にも不可避的に労働災害に逢つたのが事の始まり、その傷は癒されたとしても、ハンディキャップが後

に残ると、も早や不用の労働力として解雇される。彼はその故に次にはより低賃金、悪条件の職にひき下る。しかし、そこでも彼の障害に帰因する労災を蒙る。そこでは健康保険の適用がなされない故に見舞金を以て解雇され、貧困と疾病は彼とその家族を生活苦のどん底に追いやつたのである。彼は再三就職をした、しかしその時彼は遂に自立して生活を支えるに足る能力と労働報酬はなかつたのである。つまり何の生活に対する安全弁もない社会にあつては、彼の障害をして雪だるま式に彼とその家族の生活を貧困においやつたのである。被用者の労働力が満足な限りは使い物にするが、一度それに傷がつくや、放り出してしまふ無責任な社会、又そうせざるを得ない我が国の企業の弱体さ、それ故に苦境を運命的に甘受せねばならない。

かかる労働者の現状に割切れないものを感じる。勿論公的扶助がこの処置のように彼の最低生活を保障したとは云え、その程度は文字通りの最低生活、再生産を必要とする有効労働者に対する保障としては、本來的な目的を果したものでない事は云うに及ばない。身体上の障害をひきすりながら、又労働の意欲は持ちながら、努力はしても、その限界をのりこえる事が出来

ず、彼自身の責任外に帰因するハンディキャップに何ら社会の協力も示されず、一般の健全な労働者と同列に置かれて、実力競争の職業戦線に立向かわねばならない。彼とその家族の現状を見る時、有効労働者の防貧策としての社会保険の部分的施策の盲点と、身体障害者雇用対策の不備の現状の結果が国民生活に何をもたらすか、という事を深く考えさせられた。『父ちゃんが働きたいながらお役所の厄介になるなんて、はずかしいんですけど、あの人も働きが少いもんで——』と本人はひけ目を感じて云つている言葉の中に、むしろ現状への痛切な批判が潜んでいるようと思われた。かかる彼らには発言力もなければ政治性もなく、無意識の運命的感にしばられて我が国経済社会の底辺に多数の存在を保つてゐるのである。

私は実習を通して、かかる生きた現実の問題点を把握している者こそ、ケースワーカーであると思った。そしてこうした人の社会的矛盾へのフレッシュな感受性に根ざす社会的良心が何らかの機会に、社会に訴えられたならば、社会福祉のこれから行べき方向に一つの推進力が加味される事